

資料1に関する委員意見

(消費者の取消権部分)

・ 沖野委員	2 頁
・ 垣内委員	4 頁
・ 河村委員	6 頁
・ 小浦委員	7 頁
・ 後藤委員	8 頁
・ 高橋委員	9 頁
・ 坪田委員	10 頁
・ 遠山委員	12 頁
・ 西田委員	14 頁
・ 平尾委員	15 頁
・ 山下委員	17 頁
・ 渡辺委員	18 頁

「消費者の取消権、消費者契約の条項の開示、情報提供の努力義務における考慮要素」（第20回事前送付資料）について

沖野眞己

1 消費者の取消権

（1）困惑類型の脱法防止規定

※にあるような観点をより端的に示すような表現があるかなど、表現についてはなお検討の余地があると思われるが、12頁の提案に賛成。

まず、困惑類型について、強迫の延長型の、脱法防止のための受け皿規定を設けることに賛成。その場合、当該契約を締結しないという選択を、強迫であれば「害悪の告知+畏怖」によって非常に困難にするものであるから、「害悪の告知+畏怖」とまでは言えない、「強引・威迫的勧誘行為+困惑」類型をとらえるのが適切であると考えられる。

12頁の提案は、「当該消費者が当該消費者契約を締結しない旨の判断をすることを妨げる行為」という形で、契約を締結しないという選択を非常に困難にする行為をとらえ、かつ、それが取引通念上許容されるものではないことを「取引上の社会通念に照らし、…妨げる」と評価されるものであることを要求することで示しているものと理解される。さらには、既存の個別類型の受け皿規定であるとして、既存の個別類型に現れているような・それと並ぶような不当勧誘性を示すものであることを、明らかにする形となっている。

（2）心理状態に着目した規定

18頁の提案に基本的に賛成。判断のための時間を極端に短く設定し契約締結の判断・決定を迫る行為や、広告によって重要な部分について誤認をさせ、その理解・認識を是正するための機会を与えないまま契約締結の判断・決定を迫る行為は、「浅慮」による意思決定へと追い込む行為であり、取消権の付与による再考の機会を与えることが適切であると考えられる。①の「極めて短く限定する勧誘」に該当するかどうかは、商品、取引類型などに照らして判断されるので、この点を明らかにするなら、「取引の類型や契約締結の態様（等）に照らして」といった判断のための考慮要素を加えることも考えられるのではないか。

（3）判断力不足に着目した規定

24頁の提案について、c.の要件は、前回提案（19頁）の（i）（消費者が加齢または心身の故障により判断力が著しく低下していること）を前提とする（前回と同様、（i）を要件とする）ものと理解してよいか。そうでなければ、c.の要件の位置づけが不明である。

a.の要件は、（将来にわたりその生活に不可逆的な支障を及ぼすものであるという）行為の結果および行為の必要性（契約締結を必要・相当とする事情）について、十分に判断できないまま契約締結に至っている場合に、取消権を付与するものと考えられる。a.の行為類型

からそのための判断力が不十分な場合であることが含意されるとして、判断能力の点を独立の要件としないことも考えられるが、自宅の売却のような例を考えると、処分の必要はないが処分をすることが、判断能力が十分にあるときでさえ妨げられるのは適切ではないことからすると、判断能力についての要件を別途設けるべきである（c.はそれを想定するものと理解）。

事業者の主観の要件について、a.の消費者の生活への影響の点のみが対象となっているが、必要性・相当性を基礎づける事情について、対象とする必要がないかは、さらに検討事項と思われる。必要とする事情があると信じ、かつ信じたことに理由がある場合もありうる。

なお、a.について、「正当な理由」というのが、自己の財産処分について「正当な理由」というのが若干違和感がある。むしろ、「相当とする事由」などではないかとも思われ、表現についてなお検討の余地があるものと思われる。

「消費者の取消権」等に関する意見

2021年6月29日

垣内秀介

I-1. 困惑類型の脱法防止規定

事務局提案の方向性には賛成するが、規律の内容についてはなお検討が必要と考える。困惑類型のうち、比較的共通性が認められる強迫類似型に限って脱法防止規定を設けることは、検討の方向として合理的なものと思われる。

もっとも、取消原因となる「消費者が当該消費者契約を締結しない旨の判断をすることを妨げる行為をすること」の内容は不明確であり、契約を締結するように働きかけるという一般的な勧誘と何が異なるのか明らかでない。また、取消し対象を絞り込む機能を担うべき「取引上の社会通念に照らし」との判断基準も、具体性に乏しく、現在の提案のままでは、要するに「社会通念上不当な勧誘によって締結された消費者契約は取り消すことができる」というものを超える具体的な要件を示していないように思われる。そのため、法律に規定を設けるのであれば、要件設定をより具体化する必要があるものと考えられ、例えば、①事業者が勧誘に際して不退去その他の不利益を作出し、②当該不利益に起因する心理的圧迫を利用して契約を締結させた場合、とするなど、対象をさらに絞り込むことも検討に値するようと思われる。

また、原案を維持するとしても、「取引上の社会通念に照らし、…締結しない旨の判断をすることを妨げる」との文言は日本語としてやや不自然であるようにも思われ、「取引上の社会通念に照らし許されない態様で」、あるいは「取引上の社会通念に照らし、…不当に妨げる」など、「取引上の社会通念」による評価対象を示す文言を補うことが必要であるようにも思われる。

I-2. 心理状態に着目した規定

事務局提案の方向性に賛成する。

提案のうち、①については、考え方としては理解できるが、「極めて短く」がどの程度の長さの時間を指すのかについて、少なくとも判断指標を示す必要があるように思われる。こうした指標としては、例えば契約金額の大小などが考えられるのではないか。

②については、要件として相当に具体化が図られており、また規制の必要性の高い場面を適切に捉えられているように思われ、賛成する。

I-3. 判断力の不足に着目した規定

事務局提案に賛成する。

事務局提案は、①当該消費者の判断力が著しく低下しており、かつ、②当該契約が当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼす内容である場合には、③契約の締結

を必要とする事情がある場合その他の正当な理由があるか、④上記②について事業者が善意無過失でない限り、取消権が認められる、とするものと理解できる。こうした規律は、判断力の低下した消費者の保護の必要性と、正当な理由のある事業活動を行っている事業者の利益の保護の必要性との関係を適切に調整するものとなり得ているように思われる。

なお、理論的には、当該消費者の判断力の低下についての事業者の悪意が要件とならないのかが問題となり得るよう思われるが、当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすような内容の契約を正当な理由なくあえて締結しようとする場合には、判断力の低下が窺われるともいえ、そうした場合には、事業者としても契約内容または締結の必要性の有無に十分な注意を払うべきである、と考えるのであれば、この点を問題としないこともあり得ないわけではないよう思われる。もっとも、仮にこのような内容の契約であったとしても、事業者側に当該消費者には十分な判断力があるものと信すべき正当な理由がある場合には取消しを免れる、という規律も、検討に値するのではないか。

「取消権、契約条項の開示、情報提供の努力義務」について

2021年7月2日検討会資料

河村耕平

I-1. 困惑類型の脱法防止規定

事務局提案に賛成。困惑類型等の立証の難しい細部によらない救済措置によって脱法が防止されることは大変望ましい。

I-2. 心理状態に着目した規定

事務局提案の方向性に異論は無いが、提案の内容が分かりやすいとは言えない。

① の「契約の申込み又はその承諾の意思表示をする期間を極めて短く限定する」ことに「正当な理由が無い」場合とはどのようなケースか、より明確化する必要があるのではないか。

② の「事業者が、広告（不特定多数の消費者に対する勧誘）を見た消費者に対し、重要部分において広告とは異なる勧誘を行った場合」についても整理が望ましいと考える。「広告とは異なる勧誘」には a) 広告に不当表示があるが、勧誘内容は真実に基づく; b) 広告は真実に基づくが、勧誘内容が真実と異なる; c) 広告に不当表示があり、かつ勧誘内容も真実と異なるが、両者の内容には相違がある、という3つのケースが考えられるが、規定案はどういったケースを想定しているのかが分かりにくい。また、d) 広告と勧誘は同一内容だが、両者とも真実とは異なる場合の救済と、今回の事務局提案がどのような関係にあるかを確認したい。

I-3. 判断力の不足に着目した規定

事務局提案に大筋で賛成。対象を限定することで事業者の立場に配慮した上で、主観的な要件を削除したことは高く評価でき、この点を堅持した法改正を強く望む。ただし以前の検討会でも意見を述べたとおり、規定案の対象が「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすものである内容」に限られる経済学的な根拠が見いだせないことをあわせて付記したい。本来はあらゆる内容の消費者契約にこうした規定が適用されるべきである。

2021年6月29日

7月2日 第20回消費者契約法に関する検討会 意見

小浦道子

I—1. 困惑類型の脱法防止規定

提案に賛成します。

現行の困惑類型（法第4条3項）では救済が困難である事例が認められることから強制類似型を包括する脱法防止規定が必要であると考えます。ただし、今回の提案では、困惑類型の各号と同等の不当性を有する場合が想定されており、事業者が心配されていた正当な事業活動であれば取消しの対象とはならないことが明確になっていると思います。

※の説明は逐条解説などに記載してください。

なお、脱法の手口は日々進化しており、つけ込み型の勧誘（法4条3項3号～5号）についても救済が困難な事例が認められた場合には、包括的な脱法防止規定を検討してください。

I—2. 心理状態に着目した規定

提案に概ね賛成します。

①の事業者が、契約の申込み又はその承諾の意思表示をする期間を極めて短くの「極めて」を「取引上の社会通念に照らし、著しく」としてはいかがでしょうか。「極めて」という表現は「この上なく」という意味もあり、対象となる範囲を限定しすぎるのはないかと懸念します。もし、「極めて」とする場合には、文言のとらえ方やその範囲の解説が必要になると思います。

なお、心理状態に着目した規定として、2022年に成年年齢引き下げが施行されることを踏まえ、過剰に高揚感や期待をあおられる勧誘については、今後も検討が必要だと思います。

I—3. 判断力不足に着目した規定

提案に概ね賛成します。

a、bで使われている「不可逆的な」という文言に少々違和感があります。前回の法改正の提案にあった「当該消費者の生活に著しい支障」と同様に取消権の範囲が狭められるのではないかでしょうか。前段に「将来にわたって」と記載があり、自宅の売却や貯蓄を大きく損なうこととなる契約等を具体的に示すのであれば「不可逆的な」は削除してもよいと考えます。

第20回消費者契約に関する検討会に対する意見

令和3年6月30日

消費者契約に関する検討会委員 後藤 準

I-1 困惑類型の脱法防止規定

提案の方向性には反対しない。

ただし、どのような行為が規制の対象となるのかという点については、「信義則に反して」というのが入っても外れてもやはり不明確であると感じる。

事例に掲げてあるような「強迫的な言動」や「度重なる電話での勧誘」や「長時間の拘束」などの具体的な行為を規制できる規定にする必要があると考えられる。

I-2 心理状態に着目した規定

提案の方向性には反対しない。

ただし、提案①については、理解はできなくはないが、「期間を極めて短く限定する勧誘」がどの程度の期間を指すのかが不明確ため、どのような場合を規制対象となるのかを明らかにするべきである。

事例の3・4などでは、当日中に契約することの勧誘が問題となっており、それが基準というのであれば、1日限定のタイムセールやキャンペーンの最終日の勧誘などができなくなることになると考えられ、影響が大きい。

I-3 判断力の不足に着目した規定

今回の提案には反対する。

前回の提案に比べて、提案のaの部分で事業者側の予見性はあがったと考えられるが、免責となるのがbの「事業者が善意でかつ過失がない」という判断力が低下した消費者相手では証明が困難と考えられる要件であるため、事後的に契約を取り消される可能性がある事業者のリスクが過大であり、高齢者との高額であるとか、継続的であったりする取引を抑制することにもなりかねず、社会的な影響が大きすぎると考える。

また、cの部分についても、どのような手法で判断力の低下を認定するのかであるとか、判断力の低下を装う場合の排除などまだまだ課題は大きいと感じる。

第 20 回消費者庁検討会事前メモ

立教大学 高橋 美加

I 消費者の取消権について

1 困惑類型の脱法禁止規定に関する 12 頁のご提案に賛成します。受け皿規定である以上、ある程度幅の広い要件とならざるを得ませんが、事業者側の行為態様に着目したものとして、現行の規定と同等の不当性を有するものである旨が示されており、ある程度の明確性は担保されていると思います。あとは事例の蓄積に応じてガイドライン等で対応するのが現実的なのではないでしょうか。

2 の心理状態に着目した規定に関する 18 頁もご提案につき、①著しい時間的制約の中で決断を迫る場面と②広告と勧誘の著しい不一致という類型を切り出して取消権を与えるという方向性に賛成します。①に関しては、契約の目的物に応じて、また消費者の個々人の事情によって、契約締結までに要する適切な時間は異なることが考えられるため、ご提案の「極めて短く限定する」が程度問題となり、評価が難しくなる可能性はあります。しかしご提案の後半部分のように、事業者の「正当な理由」の不存在を要件とするのであれば、この「正当な理由」の評価の中で、時間的制約の長短のみに拘泥せず、たとえば早期の契約の締結による利益の享受が可能になる点などの、契約の全体像を見た上で契約の当否を判定できるのではないかと思います。なお、この場合の「正当な理由」の証明責任がどちらにあるのかが気になります。②に関しては、これだけを取り出して読むとむしろ不実表示の問題にも見えますので、浅慮を惹起するお話としてとりあげていることを表す必要があろうかと思います。

3 の判断力の不足に着目した規定に関しても、24 頁のご提案の方向性に賛成致します。これは意思無能力とまでは言えなくても判断力の低下が見られる場合に、ある種の重要な契約締結に関しては取消権を認める内容であるようです。今回、契約の限定に関して「将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすもの」という限定になりましたが、これはかなり限定的でなかなか認められないのではないかという印象がございます。もっとも、その具体的な内容に関してやはりガイドライン等で順次事例が蓄積されていくのであれば、そこまでの予見可能性を奪うものでもないかと思っております。ただ、b で事業者側の主観的態様として除外されるケースが善意無過失である点は、事業者にとって少々厳しいようにも思えます。a で相当重要な契約を念頭に置いているとすれば、この契約は締結過程において相当程度のやりとりのあるものとして想定され、その過程で消費者の判断力の不足を事業者側も認識しうるだらうということなのかなと思われます。しかし対象となる契約の範囲や、消費者の判断力の判定が必ずしも一義的に明確であるとは言えないことからすると、契約締結過程の全体を通じて事業者側に悪意と同視される程度の重過失がない場合を除外するといった主観的態様の方が、評価規範としては柔軟に対応できるのではないかと思っています。また、この点の証明責任に関しても気になるところです。

7月2日 消費者契約に関する検討会 意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会

坪田 郁子

I - 1. 困惑類型の脱法防止規定

事務局案に賛成です。

現行の消費者契約法で救済できない事案について、受け皿規定として役割を果たす規定が是非必要であると考えます。強迫類似行為にも様々な状況があり、例えば、必ずしも、直接的に不退去、退去妨害等の明確な行為として表れていない場合もあります。消費者も、例えば「帰りたい」といった意思、素振りを明確に示すことができないのが、一般的な消費者被害が起きている状況です。消費生活センターで、相談者から勧誘の際の状況を聞き取ると、「事業者を怒らせたらもっと何か言われると思って、言えなかった」「くどくて、もう断り切れないと思った」という心境を述べています。したがって、「取引上の社会通念に照らし、消費者が当該消費者契約を締結しない旨の判断を妨げる行為」を、規定に入れていただきたいと考えます。

なお、脱法行為の規制については、4条4項3号～5号のつけこみ型困惑類型においても必要であると考えます。

I - 2. 心理状態に着目した規定

事務局案に賛成です。

① について。「期間を極めて短く限定する勧誘行為」とあります。事例3は、「今日だけ」と言われて薄毛治療を契約しています。短い限定期間であっても、タイムセールでは、分単位の場合もありますし、3日間、1週間等あります。契約の内容（商品、サービス）の特性によって（例えば不動産や自動車のように、じっくりと検討するものと、日用雑貨品のような商品とでは、商品選択のための必要な時間も異なります。「きわめて短く限定」としても、商品・サービスによって時間が異なります。これについては、契約の目的物等の特性に考慮した解釈について、逐条解説に示すなどしていただきたいです。

② について。広告を見て出向いたところが、広告と異なる勧誘が行われた場合は、消費者は不招性勧誘に近い心理状況になります（事例3の薄毛治療の事例。話を聞くだけで行ったところ、40万円）。なお、消費者の心理状態に着目するのであれば、「焦って判断する」状況と、「あおられて」「高揚させられて」判断する状況は類似していると考えます。どちらも、気持ちが「ハイテンション」になり、冷静な判断をすることができない状況を作出しています。

「簡単に儲かると言って、舞い上がるせる」「あなたは主役の顔である（タレントモデル商法）と言って、舞い上がるせる」「あなたに、自分がデザインしたジュエリーをつけてほしい、と言われて舞い上がってしまった」ことにより、締結した契約について

も救済する必要があります。脅されることにより冷静な思考ができなくなるのと同様に、高揚感が高まると冷静な判断はできなくなります。このような事例についても、心理状態に着目し、脱法的な不当な勧誘行為により締結した契約を取り消すことができるよう、逐条解説に書き込んでいただきたいです。

I – 3. 判断力の不足に着目した規定

事務局案に賛成です。

ただし、aについては、「当該消費者」と「不可逆的な支障」については、慎重に検討をし、個別具体的に、適用について検討すべきことを、逐条解説に書いていただきたいです。

高齢者は若年者と比べて、これまでの蓄財がある人の場合、すぐに「不可逆的な支障」が生じない場合もあります。高齢者は、基本的に新たな収入がなく、また長寿となった現在では、一定の蓄財があっても、多くはいずれ取り崩しをして生活をすることになります。したがって、「将来にわたって」という部分の解釈を明確にする必要があります。また、自宅不動産の売却という究極的な事例が挙がっていますが、これに限らず、生命保険等の多数の事例があることも、明示していただきたいです。

第20回「消費者契約に関する検討会」各論点に対する意見

2021年6月29日
消費者契約に関する検討会 委員
遠山 優治

I. 消費者の取消権

I-1. 困惑類型の脱法防止規定

- 「当該消費者契約を締結しない旨の判断をすることを妨げる行為」には、あらゆる通常の営業活動が含まれるため、事務局提案には反対である。
- また、「取引上の社会通念に照らし」は抽象的であるため、さらに具体化・明確化する必要がある。
- 消費者庁資料12頁の「※」に記載の内容についても具体化・明確化していただきたい。

I-2. 心理状態に着目した規定

- 営業活動において、隨時、契約をするか否かの判断を求めるることは、通常行われている。
- また、同資料18頁の①については、タイムセールなど、意思表示をする期間を極めて短く限定することが合理的な勧誘が存在する。
- 同②については、広告には媒体により物理的・時間的な制約があり、勧誘の対象となるすべての商品・サービスや、そのすべての重要事項を表示することは不可能である。
- これらの通常行われている営業活動が取り消しの対象とならないよう、明確化していただきたい。

I-3. 判断力の不足に着目した規定

- 「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不當に利用して」、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権について検討すること自体については、反対するものではない。
- しかし、今回の事務局提案は「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不當に利用した」ものとはなっておらず、事務局提案には反対である。
- 「判断力が著しく低下」した方の生活に支障を及ぼすような契約への対応は、本来、高齢社会への対応として社会全体で対応すべき問題であり、「判断力が著しく低下」した方の意思表示に関わる一般的な問題として、民法で対応すべきものと考える。
- 「判断力の著しい低下」について、消費者の判断力に関する情報は消費者側に偏在しているため、事業者が消費者の判断力を適切に判定することは非常に難しい。

- また、事後の評価によっても取り消しの対象となりうるのであれば、事業者としては、取引時に、常に消費者の判断力の確認をせざるを得なくなる。また、判断力の確認に協力いただけない場合には、当該高齢者との取引を断らざるを得なくなる。
- 「判断力の著しい低下」については、事業者の主觀面を要件とする、または、民法21条の制限行為能力者の詐術と同様の規定および消費者の判断力の確認に応じていただけない場合は除外するような規定を設けることが必要である。
- 「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすものであること」について、依然として、具体的にどのような取引がそれに該当するかが不明確であるため、より限定・明確化を図るとともに、この規律が1つの契約についての規律であることを明示いただきたい。
- また、消費者の収入や資産などに関する情報は消費者側に偏在しているため、事業者が「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼす」か否かを適切に判断することは非常に難しい。
- 「正当な理由がある場合」について、例えば、老人ホームへの入居費用に充てるため自宅を売却するようなケースが考えられるが、このような事情は消費者側の事情であって、必ずしも事業者が把握できるものではない。
- 事業者が消費者に対し当該契約を行う目的や理由、収入や資産などの状況について確認を求めた場合にはそれに応じる義務を消費者に課し、そのような確認を行った場合や、消費者がそれを拒否し、または虚偽の申告があった場合には、「正当な理由がある場合」や「事業者が善意でかつ過失がないとき」に該当することを明示いただきたい。
- 通常行われている正しい営業活動が取り消しの対象とならないよう、明確化していただきたい。

「消費者の取消権、消費者規約の条項の開示、情報提供の努力義務における考慮要素」

令和3年6月29日
西田公昭
立正大学心理学部対人・社会心理学科

I 消費者の取消権

1 困惑類型の脱法防止規定

事務局の提案には、部分的にやや懸念がある。「判断することを妨げる行為をすること」を追加することについては賛成するが、消費者と事業者との間で「取引上の社会通念」の意味が一致しているとは限らないのではないか。昨今の契約や商品購買の取引が成立して履行されるまでのプロセスでは、ネット販売、連携サービスなどの中間業者の介入、C to C、支払い方法などといった取引の多様化が進む中で、この社会通念も多様化していく、信義則の方が原則的ルールであるため、わかりやすいのではないだろうか。

2 心理状態に着目した規定

事務局の提案には、不足だと考える。「承諾の意思表示をする期間を極めて短く限定する勧誘」という案件に対する取消権には賛成する。しかし、浅慮（ヒューリスティック）な意思決定への勧誘者の悪質な誘導は他にもいくつもある。例えば、他の行動や作業に従事させながらの判断や、他の刺激を意思決定させるときに同時に提供して気が散った状態に誘導して判断を迫ったり、体調や不安や喜びなどで感情を揺さぶった直後に迫ったり、といった気が散って意思表示に対して集中できない環境下の勧誘が想定される。こういう場合、意思表示には十分な時間のみは与えられたことになってしまふことが懸念される。

3 判断力不足に着目した規定

事務局の提案に賛成する。認知症の診断が科学的に進歩してきたと考えると、現時点で十分に実施可能だと思う。

第20回検討会・意見

2021年 6月 29日
弁護士 平尾 嘉晃

第1 I-1 困惑類型の脱法禁止規定

本提案に賛成する。

- 1 事例としては、国民生活センターの「水漏れ修理、開錠など「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルにご注意」などもある(第12回検討会・資料3)。作業をしないと、トイレが使えない、部屋に入れない、と言われ、困惑を誘発され、作業後、高額な請求をされる被害が多発している。勧誘態様によっては、現行法の4条3項の1号、2号に該当せず、平成30年改正の7号、8号にも該当しない事例がある。また、これに限らず、脱法の手口は日々進化している。後追いでは限界があり、包括的な脱法禁止規定が必要である。
- 2 本提案には賛成するが、つけ込み型の勧誘(法4条3項3号～5号)の脱法禁止規定についても、必要性がある点は同じであり、引き続き、条文化を検討されたい。

特に、平成30年6月12日参議院消法務委員会の成年年齢引き下げに伴う附帯決議では、成年年齢引き下げを施行するにあたっては、つけ込み型不当勧誘取消権の創設を掲げており、この要請に対応するものの一つが、つけ込み型勧誘の脱法禁止規定の創設である。

さらに、今後さらに問題化する、孤立する高齢者に対する消費者被害を防止するためにも、つけ込み型勧誘の脱法禁止規定は必要である。

第2 I-2 心理状態に着目した規定

本提案に賛成する。

- 1 前述した「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルにご注意」などの事案も典型例として挙げることができる。
- 2 ただし、心理状態に着目した規定としては、焦って判断するような場合に限らず、高揚感やもうけ話にあおられ契約させられるものもある。若年者に多い情報商材の被害(第2回検討会・資料4-1の事例①)など高揚感やもうけ話であおられ契約される被害、悪質なデート商法・婚活商法(第2回検討会・資料1の事例2-4)のような事例もあり、これらが現行法あるいは今回の改正で救済可能であるなら、その点を逐条解説で明記する必要がある。また、事例によっては適用に疑義が生じるというのであれば、改めて、心理状態に着目した規定あるいは前述のつけ込み型の勧誘規定の脱法禁止規定などで、別途対応する必要がある。

前述のとおり、平成30年6月12日参議院消法務委員会の成年年齢引き下げに伴う附帯決議では、成年年齢引き下げを施行するにあたっては、つけ込み型不当勧誘取消権の創設を掲げている。この要請に対しては、焦って判断する類型を創設だけでは、なお不十分である。

第3 I－3 判断力の不足に着目した規定

本提案に賛成する。

1 b、cに賛成する。

2 aも賛成ではあるが、「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすものである内容の消費者契約」については、特に高齢者は、現在の蓄財を将来の生活原資とすることから、現時点では直ちに生活に支障を及ぼさない場合であっても、将来の生活に支障を及ぼす可能性があれば該当することを明らかにするべきである。

また、多数の被害が報告された生命保険勧誘の事案(第2回検討会・資料4－2の事例①)、あるいは高齢者に多いスマートフォン契約、光回線契約の事案、身元保証契約の事案、ライフライン変更契約(第2回検討会・資料4－2の事例②、③、④)なども救済の対象となる条文化が必要である。

第 20 回検討会のための意見

山下純司

1 困惑防止型の脱法防止規程

受け皿規定として、取引上の社会通念に照らし、消費者が当該消費者契約を締結しない旨の判断を妨げる行為を追加する点は、趣旨には賛成する。ただし、「妨げる行為」とは何かについて、要件を具体化するか、逐条解説等で十分な具体例を挙げるなどして、悪質性の高い類型を補足するための改正であり、勧誘の違法性の水準を緩和するものではない点を明記した方がよいと思う。

この点では、以前の提案にあった信義則を要件に残すのも一案と思う。問題となっている事例では、事業者と消費者の間に信頼関係が存在しないという理由で要件から外されたということだが、改めて考えてみると、契約締結段階において互いに相手の自由な判断を妨げないという要請は、その社会的な文脈から生じるものであり、個別の事例で信頼関係があるかどうかとは別に、信義則が働く余地があるのではないか。

2 心理状態に着目した規定

今回の提案だと、①の意思表示の期間を短く限定する勧誘を行うことと、その場において契約をするか否かを判断するように求めることという要件が、重なっているように見えるため、規定の仕方に整理が必要である。問題としている事例は、広告等において期間を限定することを事前に明示していないなかで、その場での契約を迫ることにより、不意打ち的に検討する時間を奪うことの不当性を捉えているように思える。その意味では、②の類型のなかに統合することも考えられるのではないか。

②の重要な部分において広告と異なるとは異なる勧誘を示した上で、その場において契約をするか否かを判断するように求めるという類型については賛成である。

3 判断力の不足に着目した規定

提案の趣旨は理解できるが、判断能力が低下した高齢者や障害者であっても、行為能力が制限されるまでは自己の財産の処分は自己の判断で可能であることが原則であり、そこには客観的に見れば不合理な判断をする自由も含まれる。今回の提案によって、高齢者や障害者が自ら行う取引の範囲が不当に制限されることのないように、配慮をする必要がある。

この点からは、除外されるとする「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼすものであることについて事業者が善意でかつ過失がないとき」という要件は、当該消費者の周囲の複数の人間に確かめるなどして、支障がないと判断した（が、その判断が誤っていた）などのケースも含まれることを確認しておくとよいのではないか。

第 20 回消費者契約に関する検討会 意見

アジアインターネット日本連盟 渡辺

I-1. 困惑類型の脱法防止規定

困惑類型の内、強迫類似型について脱法防止のための受け皿規定を設けるという基本的な方向性や、それが規範的なものであるがゆえにある程度抽象度の高い条文にせざるを得ないという点については理解します。

しかし、「取引上の社会通念に照らし」という文言については、昨年の事務局提案と同様のものであると思われますが、社会通念そのものがかなり不明確なものであるため、事業者として問題となる行為の範囲を把握しがたい状況です。資料P12 の※印では、「一般的・平均的な消費者が、その意思に反して契約を強いられたと言える場合で、なおかつ、上記各号と同等の不当性を有する場合を想定」とされており、その方向性も理解いたしますが、それを踏まえると結果としてどのような条文になるのかが引き続き判然とせず、ご提案の内容でよいとは判断できません。事例1については、「何度も電話があり」、「機嫌が悪くなり」、「怒り出し」、「深夜0時半まで拘束され」、「その後も何度も電話がかかる」など、また、事例2については、「勧誘目的であることは隠されていた」、「先輩からの勧めという形でさらに勧誘が行われた」、「間接的に契約するよう強要された」、「先輩の手前、契約に前向きにふるまわざるを得なかつた」、「結果的に長時間拘束され」、「浅慮」などの要因が絡み合っている事例であり、どのような基準の下でどこを問題と捉えるべきかが具体化されなければ、事業者に対応を促すのは難しいと考えます。以上により、現時点ではご提案については反対いたします。

脅迫類似型と言えるような事業者の著しく不当な行為のみをカバーし、事業者が何をしてはならないのか、何をすると取消しになるかがわかるご提案・条文案をお示しいただきたいと思いますし、それが難しければ、問題事例が生じているところについて、業法等個別法の行為規制で対応していくべきではないかと考えます。

I-2. 心理状態に着目した規定

前回の議論の際と異なり、今回のご提案では、「事業者が、契約の申込み又はその承諾の意思表示をする期間を極めて短く限定する勧誘を行った場合」であって、「事業者が、正当な理由がある場合でないのに、その場において契約をするか否かを判断するよう求め、それによって消費者が契約を締結した場合」であれば、広告と勧誘が重要部分において不一致といった要件に当てはまらなくとも、取消の対象となりうると理解しております。

「極めて短く」に関しましては、インターネットを利用している事業者では、タイムセールや賞味期限が迫った商品の販売などでは、申込みの期間を限定することは一般に行われていることであり、「極めて短く」の定義次第では、そのような一般的に行われている取引が広くこの要件に当てはまり、取消の対象になります。また、消費者が店舗等を訪れたタイミングが遅かったなど、消費者側の理由で期間が限定される場合もあります。さらに、仮にあと 10 分で終了する割引期間があらかじめ設定されていた場合に、それについて告げることに不当性があるとは言えません。期間が事実通りに伝えられたのだとすれば、それが短かったとしても不当性はないと考えます。

加えて、「正当な理由がある場合でないのに、その場において契約をするか否かを判断するよう求め」については、「極めて短く」の条件との関係や、「正当な理由」「その場において」の範囲が不明確であり、また、「判断するよう求め」については通常の営業活動の中で広く行われていることであるため、どのような場合に取消権が

認められるのかがわからず、取引が不安定になります。

以上の理由により、ご提案には反対いたします。特定商取引法において規制されているようなものは別として、通常の期間限定セールや数量限定セール等に不当性はないと考えますので、そのような一般的な商行為に影響がないようにしていただければと思います。

I-3. 判断力の不足に着目した規定

判断力が著しく低下した消費者に関し、当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼす契約については取消権を設けようという方向性は理解いたします。

他方で、いわゆる「つけ込み型」の不当勧誘取消権として検討してきたことを踏まえれば、判断力の著しい低下に関する事業者の主觀を全く問わないということはありえないと考えますので、ご提案には反対いたします。事業者の知・不知を問わず、また、取引後の検査結果等によっても、取消がなされうるとなると、取引が不安定になり、事業者としては躊躇せざるを得ない場面が出てきます。ご提案 cにおいて、判断力の著しい低下について基準の明確化を図りますが、消費者の判断力を事業者が把握することは極めて困難です。仮に消費者が判断力に関するなんらかの検査を受けたとしても、取引時における状況が正しく把握できるわけではなく、判断力の著しい低下について事業者が知っていたか、知らないことについて過失があったことは要件とするべきであると考えます。さらに、提案の a や b における「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼす」消費者契約というものを、一体どのようにして捉え、事業者はどうすれば善意・無過失であるとされるのかを事業者にとってわかりやすく示すというのも非常に重要であると考えます。そもそもインターネット取引では得られる消費者の情報が限られますし、そのような中で、仮に、当該消費者の知識、経験、財産状況、収入、他にどのような契約を結んでいるのかなどを積極的に把握して判断しなければならないとなりますとそれは大変困難です。消費者契約法で定めますと、あらゆる消費者契約が対象になりますので、どのような場合に「当該消費者の生活に将来にわたって不可逆的な支障を及ぼす」とされるのか、取消とならないために事業者はなにをすべきなのか、できる限り具体的に明らかにしていく必要があろうかと思います。また、日常的な買い物、少額契約などは取消の対象外とするなどの検討もすべきと考えます。さらに、提案の a には、「当該消費者が契約の締結を必要とする事情がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに」との文言がありますが、どのような場合を指すものか明らかでありませんので、この点も明確化していく必要があると考えます。